

公益財団法人熊本県市町村振興協会情報公開規程

平成25年4月1日
規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人熊本県市町村振興協会（以下「協会」という。）が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び公益財団法人熊本県市町村振興協会定款の定めるところにより、情報公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(協会の責務)

第2条 協会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第5条に規定する情報公開の対象書類を閲覧又は謄写した者は、これによって得た情報を、本来の目的以外に使用してはならない。

(管理)

第4条 協会の情報公開に関する事務は、協会の事務局が統轄管理する。

(情報公開の対象書類)

第5条 協会において情報公開の対象とする書類（以下「公開対象書類」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書
- (7) 事業報告及び附属明細書
- (8) 監査報告
- (9) 財産目録
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (11) 役員及び評議員の報酬に関する規程
- (12) 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。次号において同じ。）であって、当該

財産を寄附した者の定めた用途に従って使用し、若しくは保有しているものの明細

(13) 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を寄附した者の定めた用途に充てるために保有している資金の明細

2 公開対象書類は、一般の閲覧に供するものとする。この場合において、正当な理由がないときは、閲覧の請求を拒むことができない。

3 第1項第2号に規定する書類について、協会の評議員以外の者から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。

4 公開対象書類は、協会が定める場所に常時備え置くものとする。

5 公開対象書類を備え置く期間等は、次のとおりとする。

(1) 第1項第3号、第4号及び第5号の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、当該書類を主たる事務所に備え置くものとする。

(2) 第1項第2号及び第6号から第13号までの書類については、5年間その主たる事務所に備え置くものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第6条 公開対象書類の閲覧場所は、協会の事務局とする。

2 閲覧できる日は、協会の休日以外の日とし、閲覧の時間は、協会の業務時間内とする。ただし、正当な理由があるときは、閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する手続)

第7条 協会の公開対象書類の閲覧等を希望する者は、閲覧申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、協会に提出しなければならない。

2 協会は、閲覧申請書が提出されたときは、閲覧受付簿(様式第2号)に必要事項を記載し、申請のあった書類を閲覧に供するものとする。

3 閲覧者から閲覧している書類について説明を求められたときは、協会の業務運営上重大な支障を及ぼす恐れがあると認められる事項を除き、事務局長又は事務局長があらかじめ指名した者が可能な限りその説明に努めるものとし、その経過については、質疑応答記録簿(様式第3号)に記載しなければならない。

(費用負担)

第8条 公開対象書類の閲覧は、無料とする。ただし、謄写(法令において認められている場合)を希望する者から謄写の交付請求があったときは、実費負担とする。

(電磁的記録)

第9条 公開対象書類が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧等請求については、法令の定めるところによるものとする。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人熊本県市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

様式第1号（第7条関係）

閲覧（謄写）申請書

公益財団法人熊本県市町村振興協会

理事長 様

申請年月日 年 月 日

申請者住所 〒 -

申請者氏名

電話番号

閲覧（謄写）の目的

閲覧対象書類（該当するものを○で囲んでください。）

1. 定款
2. 理事及び監事並びに評議員の名簿
3. 事業計画書
4. 収支予算書
5. 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
6. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書
7. 事業報告及び附属明細書
8. 監査報告
9. 財産目録
10. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
11. 役員及び評議員の報酬に関する規程
12. 寄附等による受入れ財産の明細
13. 寄附等による受入れ財産で、寄附者等の定めた使途に充てるために保有している資金の明細

様式第3号 (第7条関係)

質疑応答記録簿

受付番号	受付年月日	質問者名	回答者名	質問内容	回答内容
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				